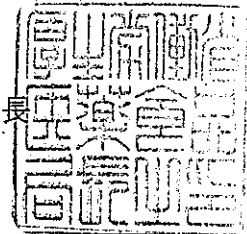


写

薬食発0629第3号
平成24年6月29日

各
〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕 殿

厚生労働省医薬食品局長



出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（薬事法関係）の施行について

日本国籍を有していない者が、薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第2項に規定する登録（以下「販売従事登録」という。）を受けようとする場合は、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「施行規則」という。）第159条の7第2項第2号の規定に基づき、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条の3第2項の登録原票の写し又は同項に規定する登録原票記載事項証明書を申請書に添えなければならないとされているところである。

今般、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の一部の施行に伴い、外国人登録法が廃止されること等を踏まえ、本日、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第97号。別添参照。）が公布されたところである。

この省令の改正の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適正な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。



記

第一 改正の内容

日本国籍を有していない者が、販売従事登録を受けようとする場合に申請書に添えなければならない書類を住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は住民票記載事項証明書（同法第7条第1号から第3号までに掲げる事項及び同法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）としたこと。

第二 施行日

平成24年7月9日

○厚生労働省令第九十七号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

厚生労働大臣 小宮山洋子

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省令の整備に関する省令

(健康保険法施行規則の一部改正)

第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第百十四条第二項中「外国人」を「出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三各号に掲げる者に」と、「外国人登録証明書」を「旅券その他の身分を証する書類」に改める。

(職業安定法施行規則の一部改正)

第二条 職業安定法施行規則(昭和二十二年労働省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項第一号ハ中「外国人にあつては、外国人登録証明書(以下同じ。の写し)を」の写し(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者にあつては住民票の写し(国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下この号において同じ。))及び在留資格(出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。))を記載したものに限り」とし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者にあつては住民票の写し(国籍等及び同法に定める特別永住者である旨を記載したものに限り)とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三第一号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。以下同じ。に改める。

第二十五条の三第三項第三号中「外国人にあつては、外国人登録証明書(以下同じ。)」を削る。

(栄養士法施行規則の一部改正)

第三条 栄養士法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「戸籍抄本若しくは」を「若しくは戸籍抄本又は」に改め、「事項」の下に「出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)を加え、又は外国人登録証明書の写しを(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第四項第二号において同じ。)」に改め、同条第四項第一号中「戸籍抄本若しくは」を「若しくは戸籍抄本又は」に改め、又は外国人登録証明書の写し」を削る。

(医療法施行規則の一部改正)

第四条 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第三項第一号中「外国人にあつては外国人登録証明書(の写し)」を削る。

第五条 次に掲げる省令の規定中(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)を削る。

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号) 第四条の四第二項第一号

二 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令(昭和四十七年労働省令第四十四号) 第一条の二第二項第三号、第一条の二の二の十六第二項第一号、第一条の二第二号、第三条第一号、第十二条第二号、第十九条の四第二号、第十九条の二十四の二第二項第一号、第十九条の二十四の二の十六第二項第二号、第十九条の二十四の二の十七第二項第二号、第十九条の二十四の三第二項第一号、第二十二号、第二十五号の四第二項第二号及び第五十二号第二項第三号

三 作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号) 第十七条の二第二項第一号及び第四十四号第二号

第六条 引揚者給付金等支給法施行規則(昭和三十三年厚生省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)を」「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号) 第四条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)」に改める。

(水道法施行規則の一部改正)

第七条 水道法施行規則(昭和二十二年厚生省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二第二項第一号中(外国人にあつては外国人登録証明書の写し)を削る。

第十五条の二第一号中(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)を削る。

第十八条第二項第二号及び第三十四号第二項第二号中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

第五十六条の二第一号中(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)を削る。

(調理師法施行規則の一部改正)

第八条 調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「若しくは住民票を」「又は住民票」に改め、「事項」の下に(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者については、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)を加え、「又は外国人登録証明書の写し」を(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し)に改める。

(老齢福祉年金支給規則の一部改正)

第九条 老齢福祉年金支給規則(昭和二十四年厚生省令第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「又は外国人登録証明書」を削る。

(薬事法施行規則の一部改正)

第十二条 薬事法施行規則(昭和二十六年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。

第二百五十九条の七第二項第一号中「外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号) 第四条の三第二項の登録原簿の写し」又は同項の規定する登録原簿記載事項証明書(住民票の写し)(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。)、又は住民票記載事項証明書(同法第七十一条第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。)」に改める。

(雇用対策法施行規則の一部改正)

第十一条 雇用対策法施行規則(昭和四十一年労働省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号中「国籍」を「国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法第二条第五号に規定する地域」に改め、同項第四号中「第十九条第二項」を「第十九条第二項前段」に改め、同条第二項中「第二条の二第三項」を「第二条の二第三項前段」に改める。

第十一条第一項中「いずれかの」を「各号に掲げる外国人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

一 出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する中長期在留者(以下この条において「中長期在留者」という。)、同法第十九条の三に規定する在留カード(次項第一号において「在留カード」という。)

二 中長期在留者以外の外国人 旅券又は在留資格証明書(出入国管理及び難民認定法第二十條第四項に規定する在留資格証明書をいう。次項第二号において同じ。)

第十一条第二項中「出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法律第五十四号)第十九条第四項に規定する資格外活動許可書又は同令第十九条の三に規定する就労資格証明書を「次の各号に掲げる外国人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類」に改め、同項に次の各号を加える。

一 中長期在留者 在留カード

二 中長期在留者以外の外国人 旅券、在留資格証明書、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和五十六年法律第五十四号)第十九条第四項の規定による資格外活動許可書又は同令第十九条の三に規定する就労資格証明書

様式第三号(表面)中「国籍」の次に「国籍」を加え、同様式(裏面)注意7を次のように改める。

7 旅券の記載に当たっては、在留カードを所持する者については①～⑦の項は在留カードにより確認し、記載することとし、在留カードを所持しない者については①～⑦の項は旅券又は在留資格証明書、⑧の項は旅券、在留資格証明書、資格外活動許可書又は就労資格証明書により確認し、記載すること。

ただし、在留カードを所持しない者については①～⑦の項は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)第三十条の四十五に規定する国籍等)を加え、「又は外国人登録証明書の写し」を(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)に改める。

(製薬衛生法施行規則の一部改正)

第十二条 製薬衛生法施行規則(昭和四十一年厚生省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「若しくは住民票を」「又は住民票」に改め、「事項」の下に(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)を加え、「又は外国人登録証明書の写し」を(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)に改める。

第三十二条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り。第五十二条第二項において同じ。及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。」に改める。

第五十二条第二項中「若しくは」を「又は」に、「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。」に改める。

第六十二条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を削る。

（柔道整復師法施行規則の一部改正）

第二十条 柔道整復師法施行規則（平成二年厚生省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項第二号中「掲げる事項」の下に「（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）については、住民基本台帳法第二十条の四十五に規定する国籍等）を加え、以下」を「第六十二条第二項において、日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し、

第六十二条第二項において同じ。」に改める。

第三十二条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り。第五十二条第二項において同じ。及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。」に改める。

第五十二条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。」に改める。

第六十二条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を削る。

（救急救命士法施行規則の一部改正）

第二十一条 救急救命士法施行規則（平成三年厚生省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項第一号中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録証明書」を「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（第三十二条第二項において「中長期在留者」という。）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者（同項において「特別永住者」という。）については住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り。第三十二条第二項において同じ。）と

し、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写しとする。」に改める。

第三十二条第二項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び前項の申請の事由を証する書類とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については旅券その他の身分を証する書類の写し及び前項の申請の事由を証する書類とする。」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第十二条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第二号中「又は外国人登録証明書の写し」を「の写し（日本の国籍を有しない者にあつては、住民票の写し（在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三十九号）第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。）を記載したものに限り。））」に改める。

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部改正）

第十二条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項 第三十五条の三第一項及び第六十七条第一項中「届書に、外国人にあつては、外国人登録証明書の写しを添えて」を「届書に」に改める。

（理容師法施行規則の一部改正）

第十四条 理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「事項」の下に「（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を加え、

又は外国人登録証明書の写し」を「第三十二条第二項において同じ。（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し、第三十二条第二項において同じ。）」に改める。

第二条第二項中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七十五条第五号に掲げる事項を記載したものに限り。又は外国人登録証明書の写し」を削る。

第十九条第四項中「外国人登録証明書」を「住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限り。）」に改める。

（美容師法施行規則の一部改正）

第二十五条 美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「若しくは住民票」を「又は住民票」に改め、「事項」の下に「（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）を加え、

又は外国人登録証明書の写し」を「第三十二条第二項において同じ。（出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し、第三十二条第二項において同じ。）」に改める。

5 新雇保則第六條第一項の雇用保険被保険者資格取得届、新雇保則第七條第一項の雇用保険被保険者資格喪失届、新雇保則第十四條第一項の雇用保険被保険者氏名変更届、新雇保則第四百四十六條第二項第一号の雇用保険被保険者資格取得届光ディスク等提出用総括票及び同項第二号の雇用保険被保険者資格喪失届光ディスク等提出用総括票は、当分の間、なお旧雇保則の相当様式によることができる。

改正案	現行
<p>（販売従事登録の申請） 第五百九条の七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 申請者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（日本国籍を有していない者については、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は住民票記載事項証明書（同法第七条第一号から第三号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。））</p> <p>三（略）</p> <p>四（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（販売従事登録の申請） 第五百九条の七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 申請者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（日本国籍を有していない者については、<u>外国人登録法（昭和二十七年法律第二百五号）第四条の三第二項の登録原票の写し又は同項に規定する登録原票記載事項証明書</u>）</p> <p>三（略）</p> <p>四（略）</p> <p>3（略）</p>